

5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）第二条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十五条の三及び第四十条の九の規定は、労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させても当該労働者の雇用の安定に大きな支障が生じていなかったと認められる業務であつて、当該業務に従事する労働者の雇用の安定を図るためには労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させることがやむを得ないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合については、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

附則に次の一項を加える。

6 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第三条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「労働保険事務組合又は」を「労働保険事務組合、」に改め、「団体」の下に「、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十条第一項において「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業主（以下「派遣先の事業主」という。）又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第六条第十一項に規定する船員派遣（以下「船員派遣」という。）の役務の提供を受ける者」を加える。

第四十七条中「第三者（」の下に「派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者を除く。」を加える。

第四十八条第一項中「事業場又は」を「事業場、」に改め、「事務所」の下に「、労働者派遣法第四十条第一項に規定する派遣先の事業の事業場又は船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場」を加える。

第五十一条中「事業主」の下に「、派遣先の事業主又は船員派遣の役務の提供を受ける者」を加える。

第五十三条中「及び第三十五条第一項」を「、第三十五条第一項」に改め、「団体」の下に「、派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者」を加える。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第四条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第二号中「無料の」を削り、同条第二項中「第三十三条第一項」を「第三十条第一項」に、「無料」を「業務として、有料」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十条第一項の規定による許可とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十二条の三、第三十二条の四第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十から第三十二条の十三まで、第三十二条の十五、第三十二条の十六、第三十三条の六から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条及び第六十四条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。

この場合において、職業安定法第三十二条の三第一項中「第三十条第一項の許可を受けた者」とあるの

は「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項の規定により届け出て、有料の職業紹介事業を行う者」と、同法第三十二条の四第二項中「許可証の交付を受けた者は、当該許可証」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類」と、同法第三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第二号」とする。

第四十二条第四項中「無料」を「有料」に改め、同条第五項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条第六項中「第二章第二節第二款」の下に「第三十条」を加え、同項の表第六条第四号の項中「当該取消し」を「又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令」に、「廃止を命じられた」を「命令の」に改め、同項の次に次のように加える。

第六条第五号	第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人	シルバー人材センターが第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の廃止
--------	--------------------------------------	--------------------------------------

<p>第六條第六号</p>	<p>である場合（同項第一号の規定により許可を取り消された場合）</p> <p>、当該法人</p> <p>又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において</p> <p>取消し又は命令</p> <p>当該法人の</p> <p>一般労働者派遣事業の許可の取消し又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令</p>					
<p>を命じられた場合（同項第一号の規定により廃止を命じられた場合）</p> <p>、当該シルバー人材センター</p> <p>において</p> <p>命令</p> <p>当該シルバー人材センターの</p> <p>一般労働者派遣事業の廃止の命令</p>						

		第六条第七号	
届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出		前号	
届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である		届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である	
当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）		届出をした	
第四十二条第六項の表第十四条第一項の項中「第六条第四号」の下に「から第七号までのいずれか」を加える。		当該シルバー人材センター（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）	
第四十五条中「同法第四十二条第五項」との下に「、同表第六条第五号の項及び第六条第七号の項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」とを加える。		シルバー人材センターが、前号	
		届出	

加える。

第四十二条第六項の表第十四条第一項の項中「第六条第四号」の下に「から第七号までのいずれか」を加える。

第四十五条中「同法第四十二条第五項」との下に「、同表第六条第五号の項及び第六条第七号の項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」とを加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第二条の規定並びに附則第十一条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(派遣労働者の雇用の安定)

第二条 政府は、この法律の施行により労働者派遣による就業ができなくなる派遣労働者その他の派遣労働者の雇用の安定を図るとともに、事業主の労働力の確保を支援するため、公共職業安定所又は職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。）の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、更なる派遣労働者の保護のための方策を含め、これらの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定を踏まえつつ、派遣労働者の保護を図ることの重要性にかんがみ、派遣先の責任の在り方等派遣労働者の保護を図る観点から特に必要と認められる事項について、速やかに検討を行うものとする。

(一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律又は第四条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（附則第七条において「旧高年齢者等雇用安定法」という。）の規定により許可を受けて、又は届出書を提出して労働者派遣事業を行っている者に対する許可の取消し若しくは事業の廃止の命令又は事業の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限に関する経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(次条において「新労働者派遣法」という。)第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る同条に規定する関係派遣先への派遣割合について適用する。

(日雇労働者及び離職した労働者についての労働者派遣の禁止に関する経過措置)

第六条 新労働者派遣法第三十五条の三第一項、第三十五条の四及び第四十条の九の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用する。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 施行日において現に旧高年齢者等雇用安定法第四十二条第二項(旧高年齢者等雇用安定法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行っているシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例により当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

2 前項のシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合が、同項の期間において、第四条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による有料の職業紹介事業の届出をしたときは、旧高年齢者等雇用安定法第四十条第三項（旧高年齢者等雇用安定法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の八第一項の規定による廃止の届出をしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第十条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正

する。

第十五条第二項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十三条第八号中「建設業務労働者就業機会確保契約」を「送出労働者の新たな就業の機会の確保、送出労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の建設業務労働者就業機会確保契約」に改める。

第四十四条中「第二十六条第一項、第四十八条第二項及び」を「第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に、「労働者派遣法第三十一条」を「労働者派遣法第三十条の二第一項」に改め、同条の表第二十六条第四項から第七項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十九条、第四十条の二第五項、第四十一条第一号ロ、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項の項中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改め、同表第二十六条

第五項の項の次に次のように加える。

第三十条第三号	前二号	第一号
---------	-----	-----

第四十四条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項中「及び第三十九条」を「、第三十九条及び第四十条の六第一項第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十五条の三第一項	その業務を迅速かつ的確に遂行するため に専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政	その雇用する日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）
------------	--	---

	<p>令で定める業務以外の業務については、 その雇用する日雇労働者</p>	
第三十六条	<p>第六条第一号から第八号まで</p>	<p>建設労働法第三十二条第一号から第四号 まで</p>
<p>第四十条の六 第一項第一号</p>	<p>同条第一項各号</p>	<p>同条第一項第一号又は第三号</p>
<p>第四十条の六 第一項第四号</p>	<p>又は次節の規定により適用される法律の 規定</p>	<p>若しくは次節の規定により適用される法 律の規定又は建設労働法（第六章（第四 十四条を除く。）の規定に限る。）の規 定</p>

第四十四条の表第四十八条第一項の項の次に次のように加える。

<p>第四十九条の 二第一項</p>	<p>、第四十条の五若しくは第四十条の九第 一項</p>	<p>若しくは第四十条の五</p>
------------------------	----------------------------------	-------------------

、第四十条の二第二項若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の二第二項
-------------------------	---------------

第十一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十」に、「並びに第五十四条」を「、第五十四条並びに附則第五項及び第六項」に改め、同条の表第四条第三項の項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同表第三十四条第一項第二号、第三十九条及び第四十条の六第一項第四号の項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第四十条の六第一項第四号の項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同表第四十条の六第一項第四号の項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九条の二第二項の項を次のように改める。

第四十九条の

、第四十条の九若しくは第四十条の十第

若しくは第四十条の九

(港湾労働法の一部改正)

第十二条 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第十二条第四項中「第二十六条第一項第二号」を「第二十三条の二」に改める。

第二十三条中「、第二十六条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に改め、同条の表第二十五条の項中「、次条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、次条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に改め、同表第二十八条、第三十一条、第四十九条第一項及び第五十五条から第五十七条までの項中「、第四十九条第一項」を削り、同項の次に次のように加える。

<p>第三十五条の 三第一項</p>	<p>その業務を迅速かつ的確に遂行するため に専門的な知識、技術又は経験を必要と する業務のうち、労働者派遣により日雇 労働者（日々又は二月以内の期間を定め て雇用する労働者をいう。以下この項に おいて同じ。）に従事させても当該日雇 労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼす おそれがないと認められる業務として政 令で定める業務以外の業務については、 その雇用する日雇労働者</p>	<p>その雇用する日雇労働者（日々又は二月 以内の期間を定めて雇用する労働者をい う。）</p>
<p>第二十三条の表第三十六条第六号の項の次に次のように加える。</p> <p>第四十条の六 第一項第一号</p>	<p>同条第一項各号</p>	<p>同条第一項第一号（同号に規定する港湾 運送の業務に係る部分を除く。）、第二</p>

第二十三条の表第四十一条第一号イの項中「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項の項の次に次のように加える。

第四十九条第一項	(第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。)	(業務の範囲等に関する規定を除く。)
第四十九条の二第一項	、第四十条の五若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の五
	、第四十条の二第一項若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の二第一項

第十三条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十、第四十八条第二項及び第三項、第五十四条並びに附則第五項及び第六項の

規定は」に改め、同条の表第四条第三項の項中「、第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第二十五条の項中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十」に、「並びに第五十四条」を「、第五十四条並びに附則第五項及び第六項」に改め、同表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第四十条の六第一項第一号の項中「、第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イの項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九条の二第二項の項を次のように改める。

第四十九条の二第一項	、第四十条の九若しくは第四十条の十第一項	若しくは第四十条の九
------------	----------------------	------------

(職業安定法等の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め

る。

- 一 職業安定法第四条第六項
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四条第一項
第二号へ及びヲ
- 三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十五第二項
- 四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の五の表
- 五 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第十三条
- 六 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の六十七の項
- 七 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）第八条第一項
- 八 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第二十号の十一
- 九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）別表第三十八号
- 十 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項

十一 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第四号

十二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）別表第四十八号

十三 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）第二条第一項第二号

十四 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第四十五条第五号

（登録免許税法の一部改正）

第十五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（届出が有料職業紹介事業の許可とみなされる場合の当該届出の取扱い）

第三十四条の二 別表第一第八十一号の規定により職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十

条第一項（有料職業紹介事業の許可）の有料の職業紹介事業の許可とみなされる高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十二条第二項（業務等）の規定による届出につ

いては、これを当該許可に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

別表第一第八十一号中

八十一 有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可

を

八十一 有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可

(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項(業務等)の規定による届出が同条第三項の規定により職業安定法第三十条第一項(有料職業紹介事業の許可)の規定による許可とみなされる場合における当該届出は、有料の職業紹介事業の許可とみなす。

に改め、同号(一)中「(昭和二

十二年法律第四百一十一号)及び「(有料職業紹介事業の許可)」を削り、同号(二)中「労働者派遣事業の

適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

理由

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案
新旧対照条文

目次

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（第一条関係）	1
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第二条関係）	42
○労働者災害補償保険法（第三条関係）	49
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（第四条関係）	52
○建設労働者の雇用の改善等に関する法律	
附則第十条関係	59
附則第十一条関係	64
○港湾労働法	
附則第十二条関係	67
附則第十三条関係	72
○職業安定法（附則第十四条関係）	76
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（附則第十四条関係）	77
○地方税法（附則第十四条関係）	79
○出入国管理及び難民認定法（附則第十四条関係）	80

○最低賃金法（附則第十四条関係）	．．．．．	82
○住民基本台帳法（附則第十四条関係）	．．．．．	83
○土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（附則第十四条関係）	．．．．．	84
○社会保険労務士法（附則第十四条関係）	．．．．．	85
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（附則第十四条関係）	．．．．．	86
○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（附則第十四条関係）	．．．．．	87
○厚生労働省設置法（附則第十四条関係）	．．．．．	89
○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（附則第十四条関係）	．．．．．	91
○公益通報者保護法（附則第十四条関係）	．．．．．	92
○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する 特例法の一部を改正する等の法律（附則第十四条関係）	．．．．．	94
○登録免許税法（附則第十五条関係）	．．．．．	95

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 派遣労働者の保護等に関する措置</p> <p>第一節 労働者派遣契約（第二十六条―第二十九条の二）</p> <p>第二節～第四節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）と相まつて労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等を図り、もつて派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。</p>	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置</p> <p>第一節 労働者派遣契約（第二十六条―第二十九条）</p> <p>第二節～第四節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）と相まつて労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、もつて派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。</p>

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

一・二 (略)

三 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣(次節、第二十三条第二項、第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。)により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

2・3 (略)

(許可の欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一・三 (略)

四 第十四条第一項(第一号を除く。)の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消され、又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過しない者

五 第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合(同項第一号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)又は第

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

一・二 (略)

三 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣(次節、第二十三条第二項及び第三項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。)により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

2・3 (略)

(許可の欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一・三 (略)

四 第十四条第一項(第一号を除く。)の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であつた者で、当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過しないもの

六 第十四条第一項の規定による一般労働者派遣事業の許可の取消し又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十三条第一項の規定による一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

七 前号に規定する期間内に第十三条第一項の規定による一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の

通知の日前六十日以内に当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）

〔又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。）〕

九・十 （略）

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（許可の有効期間等）

第十条 （略）

2～4 （略）

5 第五条第二項から第四項まで、第六条（第四号から第七号までを除く。）及び第七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

（許可の取消し等）

第十四条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該

五・六 （略）

（許可の有効期間等）

第十条 （略）

2～4 （略）

5 第五条第二項から第四項まで、第六条（第四号を除く。）及び第七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

（許可の取消し等）

第十四条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第六条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当しているとき

当しているとき。

二 この法律（第二十三条第三項、第二十三条の二及び次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

三 （略）

四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、

なお第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反したとき

2
（略）

（事業廃止命令等）

第二十一条 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当するとき又は第四十条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

2
（略）

（事業報告等）

。

二 この法律（次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき

三 （略）

2
（略）

（事業廃止命令等）

第二十一条 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第六条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するとき又は当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時同条第四号に該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

2
（略）

（事業報告等）

第二十三条 (略)

2 (略)

3 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 (略)

5 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を行わなければならない。

(派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限)

第二十三条の二 派遣元事業主は、当該派遣元事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者その他の当該派遣元事業主と特殊の関係のある者として厚生労働省令で定める者(以下この条において「関係派遣先」という。)に労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合(一の事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の関係派遣先に係る派遣就業(労働者派遣に

第二十三条 (略)

2 (略)

3 (略)

係る派遣労働者の就業をいう。以下同じ。）に係る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者のすべての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合をいう。）が百分の八十以下となるようにしなければならない。

（職業安定法第二十条の準用）

第二十四条 職業安定法第二十条の規定は、労働者派遣事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第二十三条第一項に規定する派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）」と、「事業所に、求職者を紹介してはならない」とあるのは「事業所に関し、労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣（以下単に「労働者派遣」という。）（当該同盟罷業又は作業所閉鎖の行われる際に当該事業所に関し労働者派遣をしている場合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。）をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に労働者派遣がされる」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を派遣元事業主に通報するものとし、当該通報を受けた派遣元事業主は、当該事業所に関し、労働者派遣（当該通報の際現に当該事業所に関し労働者派遣をしている場合にあつて

（職業安定法第二十条の準用）

第二十四条 職業安定法第二十条の規定は、労働者派遣事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第二十三条第一項に規定する派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）」と、「事業所に、求職者を紹介してはならない」とあるのは「事業所に関し、労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣（以下単に「労働者派遣」という。）（当該同盟罷業又は作業所閉鎖の行われる際に当該事業所に関し労働者派遣をしている場合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。）をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に労働者派遣がされる」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を派遣元事業主に通報するものとし、当該通報を受けた派遣元事業主は、当該事業所に関し、労働者派遣（当該通報の際現に当該事業所に関し労働者派遣をしている場

は、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。）をしてはならない」と、「使用されていた労働者」とあるのは「使用されていた労働者（労働者派遣に係る労働に従事していた労働者を含む。）」と、「労働者を紹介する」とあるのは「労働者派遣をする」と読み替えるものとする。

第三章 派遣労働者の保護等に関する措置

（契約の内容等）

第二十六条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 （略）

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所

三〇七 （略）

八 派遣労働者の新たな就業の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二十九条の二において同じ。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用

合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。）をしてはならない」と、「使用されていた労働者」とあるのは「使用されていた労働者（労働者派遣に係る労働に従事していた労働者を含む。）」と、「労働者を紹介する」とあるのは「労働者派遣をする」と読み替えるものとする。

第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

（契約の内容等）

第二十六条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 （略）

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業（以下「派遣就業」という。）の場所

三〇七 （略）

八 労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項

十 (略)

257 (略)

第二十八条 労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該派遣就業に関し、この法律又は第四節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。第三十一条及び第四十条の六第一項第四号において同じ。）に違反した場合には、当該労働者派遣を停止し、又は当該労働者派遣契約を解除することができる。

(労働者派遣契約の解除に当たつて講ずべき措置)

第二十九条の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その者の都合による労働者派遣契約の解除に当たつては、当該労働者派遣に係る派遣労働者の新たな就業の機会の確保、労働者派遣をする事業主による当該派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担その他の当該派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じなければならない。

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該紹介予定派遣に関する事項

十 (略)

257 (略)

第二十八条 労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該派遣就業に関し、この法律又は第四節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。第三十一条において同じ。）に違反した場合には、当該労働者派遣を停止し、又は当該労働者派遣契約を解除することができる。

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等

(有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等)

第三十条 派遣元事業主は、その期間を定めて雇用する派遣労働者又は派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者(相当期間にわたり期間を定めて雇用する派遣労働者であつた者その他の期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進することが適当である者として厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において「有期雇用派遣労働者等」という。)の希望に応じ、次の各号のいずれかの措置を講ずるよう努めなければならない。

一 期間を定めないで雇用する派遣労働者として就業させることができるように就業の機会を確保し、又は派遣労働者以外の労働者として期間を定めないで雇用することができるように雇用の機会を確保するとともに、これらの機会を有期雇用派遣労働者等に提供すること。

二 当該派遣元事業主が職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして職業紹介を行うことができる場合にあつては、有期雇用派遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、又は紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。

三 前二号に掲げるもののほか、有期雇用派遣労働者等を対象とした期間を定めないで雇用される労働者への転換のための教育訓練その他の期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進する

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等

ための措置を講ずること。

(均衡を考慮した待遇の確保)

第三十条の二 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先(当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。第四節を除き、以下同じ。)に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力若しくは経験等を勘案し、当該派遣労働者の賃金を決定するように配慮しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者について、教育訓練及び福利厚生の実施その他当該派遣労働者の円滑な派遣就業の確保のために必要な措置を講ずるように配慮しなければならない。

(派遣労働者等の福祉の増進)

第三十条の三 前二条に規定するもののほか、派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者について、各人の希望、能力及び経験に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることにより、これらの者の福祉の増進を図るよ

(派遣労働者等の福祉の増進)

第三十条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者について、各人の希望及び能力に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることにより、これらの者の福祉の増進を図るように努めなければならない。

うに努めなければならない。

(適正な派遣就業の確保)

第三十一条 派遣元事業主は、派遣先がその指揮命令の下に派遣労働者に労働させるに当たつて当該派遣就業に関しこの法律又は第四節の規定により適用される法律の規定に違反することがないようにその他当該派遣就業が適正に行われるように、必要な措置を講ずる等適切な配慮をしなければならない。

(待遇に関する事項等の説明)

第三十一条の二 派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第三十四条の二 派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

(適正な派遣就業の確保)

第三十一条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者(第四節を除き、以下「派遣先」という。)がその指揮命令の下に当該派遣労働者に労働させるに当たつて当該派遣就業に関しこの法律又は第四節の規定により適用される法律の規定に違反することがないようにその他当該派遣就業が適正に行われるように、必要な措置を講ずる等適切な配慮をしなければならない。

一 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合 当該労働者

二 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣労働者

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 (略)

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めずに雇用する労働者であるか否かの別

三・四 (略)

2 派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認め

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 (略)

二・三 (略)

られる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行つてはならない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(離職した労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の四 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとする場合において、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の九第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣を行つてはならない。

(派遣元責任者)

第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号から第八号までに該当しない者（未成年者を除く。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一 第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十五条の二第二項及び次条に定める事項に関すること。

二 六 (略)

(適正な派遣就業の確保等)

第四十条 (略)

(派遣元責任者)

第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号から第四号までに該当しない者（未成年者を除く。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一 第三十二条、第三十四条、第三十五条、前条第二項及び次条に定める事項に関すること。

二 六 (略)

(適正な派遣就業の確保等)

第四十条 (略)

2 (略)

3 派遣先は、第三十条の二の規定による措置が適切に講じられるよう
うにするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働
させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣
先に雇用される労働者に関する情報であつて当該措置に必要なものを
提供する等必要な協力をするように努めなければならない。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十条の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所
ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。
)について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して
労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一・二 (略)

三 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法第六十五条第一項
及び第二項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育
児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律
第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業をする場合におけ
る当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令
で定める場合における当該労働者の業務

四 (略)

2
2
6 (略)

2 (略)

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十条の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所
ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。
)について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して
労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一・二 (略)

三 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法(昭和二十二年法
律第四十九号)第六十五条第一項及び第二項の規定により休業し
、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の
福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規
定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これ
に準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働
者の業務

四 (略)

2
2
6 (略)

第四十条の四 派遣先は、第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日以降継続して第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた派遣労働者を使用しようとするときは、当該抵触することとなる最初の日の前日までに、当該派遣労働者であつて当該派遣先に雇用されることを希望するものに対し、労働契約の申込みをしなければならない。

第四十条の五 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（第四十条の二第一項各号に掲げる業務に限る。）について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該同一の業務に従事させるため、当該三年が経過した日以後労働者を雇入れようとするときは、当該同一の派遣労働者に対し、労働契約の申込みをしなければならない。ただし、当該同一の派遣労働者について第三十五条の規定による期間を定めないで雇用する労働者である旨の通知を受けている場合は、この限りでない。

第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政

第四十条の四 派遣先は、第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日以降継続して第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた派遣労働者を使用しようとするときは、当該抵触することとなる最初の日の前日までに、当該派遣労働者であつて当該派遣先に雇用されることを希望するものに対し、雇用契約の申込みをしなければならない。

第四十条の五 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（第四十条の二第一項各号に掲げる業務に限る。）について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該同一の業務に従事させるため、当該三年が経過した日以後労働者を雇入れようとするときは、当該同一の派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならない。

法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行つた行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

一 第四条第三項の規定に違反して派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させること。

二 第二十四条の二の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

三 第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

四 この法律又は次節の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、第二十六条第一項各号に掲げる事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受けること。

2 前項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働契約の申込みに係る同項に規定する行為が終了した日から一年を経過する日までの間は、

当該申込みを撤回することができない。

3 第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該申込みに対して前項に規定する期間内に承諾する旨又は承諾しない旨の意思表示を受けなかつたときは、当該申込みは、その効力を失う。

4 第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から求めがあつた場合においては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、速やかに、同項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の七 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行った場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。））、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）、自衛隊法（昭

和二十九年法律第百六十五号) 又は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)その他関係法令の規定に基づく採用その他の適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する求めを行った派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣に係る国又は地方公共団体の機関から求めがあつた場合においては、当該国又は地方公共団体の機関に対し、速やかに、当該国又は地方公共団体の機関が前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行った時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の八 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者又は派遣労働者からの求めに応じて、労働者派遣の役務の提供を受ける者の行為が、第四十条の六第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、第四十条の六第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者が当該申込みを承諾した場合において、同項の規定により当該労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が当該派遣労働者を就労させない場合には、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該派遣労働者の就労に関し必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により、当該派遣労働者を就労させるべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた第四十条の

六第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止)

第四十条の九 派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣労働者（雇用の機会の確保が特に困難であり、その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。）に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

2 派遣先は、第三十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に通知しなければならない。

(労働基準法の適用に関する特例)

第四十四条 (略)

2 派遣中の労働者の派遣就業に関しては、派遣先の事業のみを、派遣中の労働者を使用する事業とみなして、労働基準法第七条、第三十二条、第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四

(労働基準法の適用に関する特例)

第四十四条 (略)

2 派遣中の労働者の派遣就業に関しては、派遣先の事業のみを、派遣中の労働者を使用する事業とみなして、労働基準法第七条、第三十二条、第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四

第一項から第三項まで、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条第一項、第四十条、第四十一条、第六十条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十四条の三及び第六十六条から第六十八条までの規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十二条の二第一項中「当該事業場に」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第三項に規定する派遣元の使用者（以下単に「派遣元の使用者」という。）が、当該派遣元の事業（同項に規定する派遣元の事業をいう。以下同じ。）の事業場に」と、同法第三十二条の三中「就業規則その他これに準ずるものにより、」とあるのは「派遣元の使用者が就業規則その他これに準ずるものにより」と、「とした労働者」とあるのは「とした労働者であつて、当該労働者に係る労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約に基づきこの条の規定による労働時間により労働させることができるもの」と、「当該事業場の」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業の事業場の」と、同法第三十二条の四第一項及び第二項中「当該事業場に」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業の事業場に」と、同法第三十六条第一項中「当該事業場に」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業の事業場に」と、「これを行政官庁に」とあるのは「及びこれを行政官庁に」とする。

3・4 (略)

第一項から第三項まで、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条第一項、第四十条、第四十一条、第六十条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十四条の三及び第六十六条から第六十八条までの規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十二条の二第一項中「当該事業場に」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第三項に規定する派遣元の使用者（以下単に「派遣元の使用者」という。）が、当該派遣元の事業（同項に規定する派遣元の事業をいう。以下同じ。）の事業場に」と、同法第三十二条の三中「就業規則その他これに準ずるものにより、」とあるのは「派遣元の使用者が就業規則その他これに準ずるものにより」と、「とした労働者」とあるのは「とした労働者であつて、当該労働者に係る労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約に基づきこの条の規定による労働時間により労働させることができるもの」と、「当該事業場の」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業の事業場の」と、同法第三十二条の四第一項及び第二項中「当該事業場に」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業の事業場に」と、同法第三十六条第一項中「当該事業場に」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業の事業場に」と、「これを行政官庁に」とあるのは「及びこれを行政官庁に」とする。

3・4 (略)

5 前各項の規定による労働基準法の特例については、同法第三十八條の二第二項中「当該事業場」とあるのは「当該事業場（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第二十三條の二に規定する派遣就業にあつては、労働者派遣法第四十四條第三項に規定する派遣元の事業の事業場）」と、同法第三十八條の三第一項中「就かせたとき」とあるのは「就かせたとき（派遣先の使用者（労働者派遣法第四十四條第一項又は第二項の規定により同條第一項に規定する派遣先の事業の第十條に規定する使用者とみなされる者をいう。以下同じ。）が就かせたときを含む。）」と、同法第九十九條第一項、第三項及び第四項、第一百條第一項及び第三項並びに第四百四條の二中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十四條の規定」と、同法第一百條第一項、第四百四條第二項、第四百四條の二、第五百五條の二、第五百六條第一項及び第九十九條中「使用者」とあるのは「使用者（派遣先の使用者を含む。）」と、同法第二百二條中「この法律違反の罪」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十四條の規定により適用される場合を含む。）の違反の罪（同條第四項の規定による第一百八條、第一百九條及び第二百一十一條の罪を含む。）」と、同法第二百四條第一項中「この法律又はこの法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令の規定（労働者派遣法第四十四條の規定により適用される場合を含む。）又は同條第三項の規定」と、同法第二百六條第一項中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十四條の規定を

5 前各項の規定による労働基準法の特例については、同法第三十八條の二第二項中「当該事業場」とあるのは「当該事業場（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第二十六條第一項に規定する派遣就業にあつては、労働者派遣法第四十四條第三項に規定する派遣元の事業の事業場）」と、同法第三十八條の三第一項中「就かせたとき」とあるのは「就かせたとき（派遣先の使用者（労働者派遣法第四十四條第一項又は第二項の規定により同條第一項に規定する派遣先の事業の第十條に規定する使用者とみなされる者をいう。以下同じ。）が就かせたときを含む。）」と、同法第九十九條第一項、第三項及び第四項、第一百條第一項及び第三項並びに第四百四條の二中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十四條の規定」と、同法第一百條第一項、第四百四條第二項、第四百四條の二、第五百五條の二、第五百六條第一項及び第九十九條中「使用者」とあるのは「使用者（派遣先の使用者を含む。）」と、同法第二百二條中「この法律違反の罪」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十四條の規定により適用される場合を含む。）の違反の罪（同條第四項の規定による第一百八條、第一百九條及び第二百一十一條の罪を含む。）」と、同法第二百四條第一項中「この法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令の規定（労働者派遣法第四十四條の規定により適用される場合を含む。）又は同條第三項の規定」と、同法第二百六條第一項中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十四

む。以下この項において同じ。」と、「協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議」とあるのは「協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議（派遣先の使用者にあつては、この法律及びこれに基づく命令の要旨）」と、同法第一百十二条中「この法律及びこの法律に基いて発する命令」とあるのは「この法律及びこの法律に基づいて発する命令の規定（労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）並びに同条第三項の規定」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

6
(略)

(労働安全衛生法の適用に関する特例等)

第四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条（第二項を除く。）まで、第十三条の二、第十八条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の二、第六十二条、第六十六条の五第一項、第六十九条及び第七十条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「第二十五条の二第

条の規定を含む。以下この項において同じ。」と、「協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議」とあるのは「協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議（派遣先の使用者にあつては、この法律及びこれに基づく命令の要旨）」と、同法第一百十二条中「この法律及びこの法律に基いて発する命令」とあるのは「この法律及びこの法律に基づいて発する命令の規定（労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）並びに同条第三項の規定」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

6
(略)

(労働安全衛生法の適用に関する特例等)

第四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条（第二項を除く。）まで、第十三条の二、第十八条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の二、第六十二条、第六十六条の五第一項、第六十九条及び第七十条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「第二十五条の二第

二項」とあるのは「第二十五条の二第二項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、「次の業務」とあるのは「次の業務（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。））に関しては、第二号の業務（第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除く。）、第三号の業務（第六十六条第一項の規定による健康診断（同条第二項後段の規定による健康診断であつて厚生労働省令で定めるものを含む。）及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれらの健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係るものに限る。）及び第五号の業務（厚生労働省令で定めるものに限る。）を除く。第十二条第一項及び第十二条の二において「派遣先安全管理業務」という。）」と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全管理業務」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同条第一項各号」とあるのは「第二十五条の二第一項各号」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（派遣中の労働者に関する事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。第三項及び次条において」と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあ

二項」とあるのは「第二十五条の二第二項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、「次の業務」とあるのは「次の業務（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。））に関しては、第二号の業務（第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除く。）、第三号の業務（第六十六条第一項の規定による健康診断（同条第二項後段の規定による健康診断であつて厚生労働省令で定めるものを含む。）及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれらの健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係るものに限る。）及び第五号の業務（厚生労働省令で定めるものに限る。）を除く。第十二条第一項及び第十二条の二において「派遣先安全管理業務」という。）」と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全管理業務」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同条第一項各号」とあるのは「第二十五条の二第一項各号」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（派遣中の労働者に関する事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。第三項及び次条において」と、同法第十八条第一項中「次の

るのは「次の事項（派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。）」とする。

2 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に関する労働安全衛生法第十条第一項、第十二条第一項、第十二条の二、第十三条第一項及び第十八条第一項の規定の適用については、同法第十条第一項中「次の業務」とあるのは「次の業務（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）に関しては、労働者派遣法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定により労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者がその選任する総括安全衛生管理者に統括管理させる業務を除く。第十二条第一項及び第十二条の二において「派遣元安全衛生管理業務」という。）」と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣元安全衛生管理業務」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものに限る。第三項及び次条において」と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項（派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものに限る。）」とする。

事項」とあるのは「次の事項（派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。）」とする。

2 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に関する労働安全衛生法第十条第一項、第十二条第一項、第十二条の二、第十三条第一項及び第十八条第一項の規定の適用については、同法第十条第一項中「次の業務」とあるのは「次の業務（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）に関しては、労働者派遣法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定により労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者がその選任する総括安全衛生管理者に統括管理させる業務を除く。第十二条第一項及び第十二条の二において「派遣元安全衛生管理業務」という。）」と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣元安全衛生管理業務」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものに限る。第三項及び次条において」と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項（派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものに限る。）」とする。

3

労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十条から第二十七条まで、第二十八条の二から第三十条の三まで、第三十一条の三、第三十六条（同法第三十条第一項及び第四項、第三十条の二第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項の規定に係る部分に限る。）、第四十五条（第二項を除く。）、第五十七条の三から第五十七条の五まで、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十五条から第六十五条の四まで、第六十六条第二項前段及び後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三項、第四項（同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）並びに第五項（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第六十六条の三（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第六十六条の四、第六十八条、第七十一条の二、第九章第一節並びに第八十八条から第八十九条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同

3

労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十条から第二十七条まで、第二十八条の二から第三十条の三まで、第三十一条の三、第三十六条（同法第三十条第一項及び第四項、第三十条の二第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項の規定に係る部分に限る。）、第四十五条（第二項を除く。）、第五十七条の三から第五十七条の五まで、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十五条から第六十五条の四まで、第六十六条第二項前段及び後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三項、第四項（同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）並びに第五項（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第六十六条の三（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第六十六条の四、第六十八条、第七十一条の二、第九章第一節並びに第八十八条から第八十九条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同

法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同条第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同法第三十条第一項第五号及び第八十八条第七項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十六条第二項前段若しくは後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」、第三項、第四項（第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項ただし書（第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。）とする。

4 前項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた

法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同条第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同法第三十条第一項第五号及び第八十八条第七項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十六条第二項前段若しくは後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」、第三項、第四項（第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項ただし書（第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。）とする。

4 前項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた

者に関しては、労働安全衛生法第四十五条第二項中「事業者」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により同法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者」として、同項の規定を適用する。

5
57 (略)

8 第一項、第三項及び第四項に定めるもののほか、労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、労働安全衛生法第五条第一項中「事業者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）を含む。）」と、同条第四項中「当該事業の事業者」とあるのは「当該事業の事業者又は労働者派遣法第四十五条の規定により当該事業の事業者とみなされる者」と、「当該代表者のみが使用する」とあるのは「当該代表者が使用し、かつ、当該事業の事業者（派遣先の事業者を含む。）のうち当該代表者以外の者が使用しない」と、「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第十六条第一項中「第十五条第一項又は第三項」とあるのは「労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される第十五条第一項又は第三項」と、同法第十九条及び同条第四項において準用する同法第十七条第四項中「事業者」とあるのは「派遣先の事業者」と、同法第十九条第一項

者に関しては、労働安全衛生法第四十五条第二項中「事業者」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十五条第三項の規定により同法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者」として、同項の規定を適用する。

5
57 (略)

8 第一項、第三項及び第四項に定めるもののほか、労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、労働安全衛生法第五条第一項中「事業者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）を含む。）」と、同条第四項中「当該事業の事業者」とあるのは「当該事業の事業者又は労働者派遣法第四十五条の規定により当該事業の事業者とみなされる者」と、「当該代表者のみが使用する」とあるのは「当該代表者が使用し、かつ、当該事業の事業者（派遣先の事業者を含む。）のうち当該代表者以外の者が使用しない」と、「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第十六条第一項中「第十五条第一項又は第三項」とあるのは「労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される第十五条第一項又は第三項」と、同法第十九条及び同条第四項において準用する同法第十七条第四項中「事業者」とあるのは「派遣先の事業者」と、同法第十

中「第十七条及び前条」とあるのは「労働者派遣法第四十五条の規定により適用される第十七条及び前条」と、同条第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する同法第十七条第四項及び第五項中「労働者」とあるのは「労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。）」として、これらの規定を適用する。

9 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に関する労働安全衛生法第十九条第一項の規定の適用については、同項中「第十七条及び前条」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十五条の規定により適用される第十七条及び前条」とする。

10
14 (略)

15 前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、同法第九条中「事業者、」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）を含む。以下この条において同じ。）」と、同法第二十八条第四項、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第一項、第三十四条、第六十三条、第六十六条の五第三項、第七十条の二第二項、第七十一条の三第二項、第七十一条の四、第九十三条第二項及び第三項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第九十九条の二第一項及び第

九条第一項中「第十七条及び前条」とあるのは「労働者派遣法第四十五条の規定により適用される第十七条及び前条」と、同条第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する同法第十七条第四項及び第五項中「労働者」とあるのは「労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。）」として、これらの規定を適用する。

9 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に関する労働安全衛生法第十九条第一項の規定の適用については、同項中「第十七条及び前条」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十五条の規定により適用される第十七条及び前条」とする。

10
14 (略)

15 前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、同法第九条中「事業者、」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）を含む。以下この条において同じ。）」と、同法第二十八条第四項、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第一項、第三十四条、第六十三条、第六十六条の五第三項、第七十条の二第二項、第七十一条の三第二項、第七十一条の四、第九十三条第二項及び第三項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第九十九条の二第

二項、第百条から第百二条まで、第百三条第一項、第百六条第一項並びに第百八条の二第三項中「事業者」とあるのは「事業者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十一条第一項中「の労働者」とあるのは「の労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）を含む。）」と、同法第三十一条の二、第三十一条の四並びに第三十二条第四項、第六項及び第七項中「労働者」とあるのは「労働者（派遣中の労働者を含む。）」と、同法第三十一条の四及び第九十七条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第九十条、第九十一条第一項及び第百条中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十五条の規定」と、同法第九十二条中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」に違反する罪（同条第七項の規定による第百十九条及び第百二十二条の罪を含む。）」並びに労働者派遣法第四十五条第十二項及び第十三項の罪」と、同法第九十八条第一項中「第三十四条の規定」とあるのは「第三十四条の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十五条の規定を含む。）」と、同法第百三条第一項中「この法律又はこれに基づく命

一項及び第二項、第百条から第百二条まで、第百三条第一項、第百六条第一項並びに第百八条の二第三項中「事業者」とあるのは「事業者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十一条第一項中「の労働者」とあるのは「の労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）を含む。）」と、同法第三十一条の二、第三十一条の四並びに第三十二条第四項、第六項及び第七項中「労働者」とあるのは「労働者（派遣中の労働者を含む。）」と、同法第三十一条の四及び第九十七条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第九十条、第九十一条第一項及び第百条中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十五条の規定」と、同法第九十二条中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」に違反する罪（同条第七項の規定による第百十九条及び第百二十二条の罪を含む。）」並びに労働者派遣法第四十五条第十二項及び第十三項の罪」と、同法第九十八条第一項中「第三十四条の規定」とあるのは「第三十四条の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十五条の規定を含む。）」と、同法第百三条第一項中「この法律又はこれ

令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百五十一条中「（第二章の規定を除く。）」とあるのは「（第二章の規定を除く。）」及び労働者派遣法第四十五条の規定として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

16 第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び前項の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定又は第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反した者に関する同法の規定の適用については、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第五十四条の三第二項第一号中「第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とあるのは「第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条第三項及び第四項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第五十六条第六項中「この法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣

に基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百五十一条中「（第二章の規定を除く。）」とあるのは「（第二章の規定を除く。）」及び労働者派遣法第四十五条の規定として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

16 第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び前項の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定又は第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反した者に関する同法の規定の適用については、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第五十四条の三第二項第一号中「第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とあるのは「第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条第三項及び第四項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第五十六条第六項中「この法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（

法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）、これらの規定に基づく処分又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第七十四条第二項第二号、第七十五条の三第二項第三号（同法第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）、第八十四条第二項第二号及び第九十九条の三第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第七十五条の四第二項（同法第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）及び第七十五条の五第四項（同法第八十三条の三において準用する場合を含む。）中「この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」、これらの規定に基づく処分、同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第八十四条第二項第三号中「この法律及びこれに基づく命令」とあるのは「この法律及びこれに基づく命令（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」並びに労働者派遣法（同条第六項、第十項及び第十一項の規定に限る。）及びこれに基づく命令」とする。

17
(略)

労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）、これらの規定に基づく処分又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第七十四条第二項第二号、第七十五条の三第二項第三号（同法第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）、第八十四条第二項第二号及び第九十九条の三第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第七十五条の四第二項（同法第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）及び第七十五条の五第四項（同法第八十三条の三において準用する場合を含む。）中「この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」、これらの規定に基づく処分、同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第八十四条第二項第三号中「この法律及びこれに基づく命令」とあるのは「この法律及びこれに基づく命令（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」並びに労働者派遣法（同条第六項、第十項及び第十一項の規定に限る。）及びこれに基づく命令」とする。

17
(略)

(じん肺法の適用に関する特例等)

第四十六条 労働者がある事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業で、じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第二条第一項第三号に規定する粉じん作業(以下この条において単に「粉じん作業」という。)に係るものに関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者(当該派遣先の事業において、常時粉じん作業に従事している者及び常時粉じん作業に従業したことがある者に限る。以下第四項まで及び第七項において同じ。)を使用する同法第二条第一項第五号に規定する事業者(以下この条において単に「事業者」という。)と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、同法第五条から第九条の二まで、第十一条から第十四条まで、第十五条第三項、第十六条から第十七条まで及び第三十五条の二の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第九条の二第一項中「、離職」とあるのは「、離職(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十六条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供の終了。以下この項において同じ。)」と、同法第三十五条の二中「この法律」とあるのは「この法律(労働者派遣法第四十六条の規定を含む。)」とする。

(じん肺法の適用に関する特例等)

第四十六条 労働者がある事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業で、じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第二条第一項第三号に規定する粉じん作業(以下この条において単に「粉じん作業」という。)に係るものに関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者(当該派遣先の事業において、常時粉じん作業に従事している者及び常時粉じん作業に従業したことがある者に限る。以下第四項まで及び第七項において同じ。)を使用する同法第二条第一項第五号に規定する事業者(以下この条において単に「事業者」という。)と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、同法第五条から第九条の二まで、第十一条から第十四条まで、第十五条第三項、第十六条から第十七条まで及び第三十五条の二の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第九条の二第一項中「、離職」とあるのは「、離職(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十六条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供の終了。以下この項において同じ。)」と、同法第三十五条の二中「この法律」とあるのは「この法律(労働者派遣法第四十六条の規定を含む。)」とする。

2 (略)

3 第一項の規定によりじん肺法の規定を適用する場合には、同法第十條中「事業者は、じん肺健康診断を」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十條第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）を行う者が同法第四十六條第一項に規定する派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を」と、「労働安全衛生法第六十六條第一項又は第二項の」とあるのは「同法第四十四條第三項に規定する派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六條第一項又は第二項の、派遣先の事業を行う者にあつては同條第二項の」として、同條の規定を適用する。

4・5 (略)

6 派遣先の事業において常時粉じん作業に従事したことのある労働者であつて現に派遣元の事業を行う者に雇用されるものうち、常時粉じん作業に従事する労働者以外の者（当該派遣先の事業において現に粉じん作業以外の作業に常時従事している者を除く。）については、当該派遣元の事業を行う者を事業者とみなして、じん肺法第八條から第十四條まで、第十五條第三項、第十六條から第十七條まで、第二十條の二、第二十二條の二及び第三十五條の二の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十條中「事業者は、じん肺健康診断を」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四條第三項に規

2 (略)

3 第一項の規定によりじん肺法の規定を適用する場合には、同法第十條中「事業者は、じん肺健康診断を」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四條第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）を行う者が同法第四十六條第一項に規定する派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を」と、「労働安全衛生法第六十六條第一項又は第二項の」とあるのは「同法第四十四條第三項に規定する派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六條第一項又は第二項の、派遣先の事業を行う者にあつては同條第二項の」として、同條の規定を適用する。

4・5 (略)

6 派遣先の事業において常時粉じん作業に従事したことのある労働者であつて現に派遣元の事業を行う者に雇用されるものうち、常時粉じん作業に従事する労働者以外の者（当該派遣先の事業において現に粉じん作業以外の作業に常時従事している者を除く。）については、当該派遣元の事業を行う者を事業者とみなして、じん肺法第八條から第十四條まで、第十五條第三項、第十六條から第十七條まで、第二十條の二、第二十二條の二及び第三十五條の二の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十條中「事業者は、じん肺健康診断を」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四條

定する派遣元の事業（以下単に「派遣元の事業」という。）を行う者が同条第一項に規定する派遣中の労働者又は同項に規定する派遣中の労働者であつた者に対してじん肺健康診断を」と、「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは「派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の、労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第二項の」と、同法第三十五条の二中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十六条の規定を含む。）」とする。

7511（略）

12 前各項の規定によるじん肺法の特例については、同法第三十二条第一項中「事業者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十六条の規定により事業者とみなされた者を含む。第四十三条の二第二項及び第四十四条において「事業者等」という。）」と、同法第三十九条第二項及び第三項中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。）」と、同条第三項中「第二十一条第四項」とあるのは「第二十一条第四項（労働者派遣法第四十六条第四項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第四十条第一項中「粉じん作業を行う事業場」とあるのは「粉じん作業を行う事業場（労働者派遣法第四十六条の規定により事業者とみなされた者の事業場を含む。第四十二条第一項において同じ。）」と、同法第四十一

第三項に規定する派遣元の事業（以下単に「派遣元の事業」という。）を行う者が同条第一項に規定する派遣中の労働者又は同項に規定する派遣中の労働者であつた者に対してじん肺健康診断を」と、「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは「派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の、労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第二項の」と、同法第三十五条の二中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十六条の規定を含む。）」とする。

7511（略）

12 前各項の規定によるじん肺法の特例については、同法第三十二条第一項中「事業者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十六条の規定により事業者とみなされた者を含む。第四十三条の二第二項及び第四十四条において「事業者等」という。）」と、同法第三十九条第二項及び第三項中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。）」と、同条第三項中「第二十一条第四項」とあるのは「第二十一条第四項（労働者派遣法第四十六条第四項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第四十条第一項中「粉じん作業を行う事業場」とあるのは「粉じん作業を行う事業場（労働者派遣法第四十六条の規定により事業者とみなされた者の事業場を含む。第四十二条第一項において同じ。）」と、同

条及び第四十二条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十六条の規定」と、同法第四十三条中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。）に違反する罪並びに同条第十項及び第十一項の罪」と、同法第四十三条の二第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第七項から第九項までの規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同条第二項及び同法第四十四条中「事業者」とあるのは「事業者等」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

13 派遣元の事業を行う者が事業者に該当する場合であつてその者が派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を行ったときにおけるじん肺法第十条の規定の適用については、同条中「事業者は、」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第三項に規定する派遣元の事業（以下単に「派遣元の事業」という。）を行う者が」と、「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは「派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の、労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第二項の」とする。

法第四十一条及び第四十二条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十六条の規定」と、同法第四十三条中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。）に違反する罪並びに同条第十項及び第十一項の罪」と、同法第四十三条の二第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第七項から第九項までの規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同条第二項及び同法第四十四条中「事業者」とあるのは「事業者等」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

13 派遣元の事業を行う者が事業者に該当する場合であつてその者が派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を行ったときにおけるじん肺法第十条の規定の適用については、同条中「事業者は、」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第三項に規定する派遣元の事業（以下単に「派遣元の事業」という。）を行う者が」と、「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは「派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の、労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第二項の」とする。

(作業環境測定法の適用の特例)

第四十七条 第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第一号に規定する事業者に含まれるものとして、同法第一章、第八条第二項（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四章及び第五章の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「労働安全衛生法第六十五条第一項」とあるのは、「労働安全衛生法第六十五条第一項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。次条において同じ。）」とする。

2 第四十五条の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定、同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定又は前項の規定により適用される作業環境測定法若しくは同法に基づく命令の規定に違反した者に関する同法の規定の適用については、同法第六条第三号中「この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）」の規定」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）又

(作業環境測定法の適用の特例)

第四十七条 第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第一号に規定する事業者に含まれるものとして、同法第一章、第八条第二項（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四章及び第五章の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「労働安全衛生法第六十五条第一項」とあるのは、「労働安全衛生法第六十五条第一項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。次条において同じ。）」とする。

2 第四十五条の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定、同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定又は前項の規定により適用される作業環境測定法若しくは同法に基づく命令の規定に違反した者に関する同法の規定の適用については、同法第六条第三号中「この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）」の規定」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を

は労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第二十一条第二項第五号イ（同法第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）中「この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）又は労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」に基づく命令の規定」と、同法第二十三条第二項（同法第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条第四項中「この法律若しくは労働安全衛生法（これらに基づく命令又は処分を含む。）」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）」、これらの規定に基づく処分、労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第三十二条第三項及び第三十四条第一項中「この法律若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作業環境測定法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）又は労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とする。

3
(略)

含む。）又は労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第二十一条第二項第五号イ（同法第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）中「この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）又は労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」に基づく命令の規定」と、同法第二十三条第二項（同法第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条第四項中「この法律若しくは労働安全衛生法（これらに基づく命令又は処分を含む。）」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）」、これらの規定に基づく処分、労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第三十二条第三項及び第三十四条第一項中「この法律若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作業環境測定法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）又は労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とする。

3
(略)

<p>(指導及び助言等)</p>	<p>第四十八条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 厚生労働大臣は、第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反した派遣元事業主に対し、第一項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p>	<p>(指導、助言及び勧告)</p>	<p>第四十八条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(改善命令等)</p> <p>第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に關しこの法律(第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。)その他労働に關する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
	<p>2 (略)</p>	<p>(公表等)</p>		<p>第四十九条の二 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける</p>	<p>2 (略)</p>

者が、第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項、第四十条の四、第四十条の五若しくは第四十条の九第一項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して第四十八条第一項の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項若しくは第四十条の九第一項の規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置若しくは当該派遣就業が行われることを防止するために必要な措置をとるべきこと又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定による労働契約の申込みをすべきことを勧告することができる。

2 | 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第四十条の二第一項、第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反している者に対し、第四十八条第一項の規定による指導又は助言をした場合において、その者がなお第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項、第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反しており、又は違反するおそれがあるときは、当該者に対し、第四条第三項、第二十四条の二若しくは第四十条の二第一項の規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置若しくは当該派遣就業が行われることを防止するために必要な措置をとるべきこと又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定による雇用契約の申込みをすべきことを勧告することができる。

2 | 厚生労働大臣は、派遣先が第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けており、かつ、当該労働者派遣の役務の提供に係る派遣労働者が当該派遣先に雇用されることを希望している場合において、当該派遣先に対し、第四十八条第一項の規定により当該派遣労働者を雇い入れるように指導又は助言をしたにもかかわらず、当該派遣先がこれに従わなかったときは、当該派遣先に対し、当該派遣労働者を雇い入れるように勧告することができる。

3 | 厚生労働大臣は、前二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十一條第一項、第十三條第一項、第十九條第一項、第二十条若しくは第二十三條第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第十一條第一項若しくは第十九條第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第三十四條、第三十五條の二第一項、第三十六條、第三十七條、第四十一條又は第四十二條の規定に違反した者

四 第三十五條の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

五・六 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十一條第一項、第十三條第一項、第十九條第一項、第二十条若しくは第二十三條第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第十一條第一項若しくは第十九條第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第三十四條、第三十五條、第三十五條の二第一項、第三十六條、第三十七條、第四十一條又は第四十二條の規定に違反した者

四・五 (略)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 物の加工、組立てその他の物を製造する工程における作業として政令で定めるものに係る物の製造の業務（その常時雇用する労働者を業として行う労働者派遣（次号、次節、第二十三条第二項、第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）により当該業務に従事させる場合に<u>おける当該業務を除く。</u>）</p> <p>四 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項第三号及び第四号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節、第二十三条第二項、第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。</p>

3 (略)

第二十八条 労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該派遣就業に関し、この法律又は第四節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。第三十一条及び第四十条の六第一項第五号において同じ。）に違反した場合には、当該労働者派遣を停止し、又は当該労働者派遣契約を解除することができる。

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 (略)

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が常時雇用する労働者であるか否かの別（当該労働者が期間を定めずに雇用する労働者である場合にあつては、その旨）

三・四 (略)

2 (略)

(常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 派遣元事業主は、その常時雇用する労働者でない者について労働者派遣を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合

3 (略)

第二十八条 労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該派遣就業に関し、この法律又は第四節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。第三十一条及び第四十条の六第一項第四号において同じ。）に違反した場合には、当該労働者派遣を停止し、又は当該労働者派遣契約を解除することができる。

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 (略)

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めずに雇用する労働者であるか否かの別

三・四 (略)

2 (略)

は、この限りでない。

一 次条第一項の政令で定める業務及び当該業務以外の業務であつてその業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術若しくは経験を必要とする業務又はその業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合

二 第四十条の二第一項第三号又は第四号に掲げる業務について労働者派遣をする場合

三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が六十歳以上の者である場合
四 当該労働者派遣が紹介予定派遣に係るものである場合

2 厚生労働大臣は、前項第一号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の四 (略)

(離職した労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の五 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとする場合において、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の十第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣を行つてはならない。

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 (略)

(離職した労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の四 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとする場合において、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の九第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣を行つてはならない。

第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つた場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行つた行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

一～三 (略)

四 第四十条の九の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受け

ない。

五 (略)

2～4 (略)

(常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止)

第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つた場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行つた行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

一～三 (略)

四 (略)

2～4 (略)

第四十条の九 派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、派遣元事業主が当該労働者派遣をしたならば第三十五条の三第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

(離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止)

第四十条の十 (略)

(公表等)

第四十九条の二 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項、第四十条の四、第四十条の五、第四十条の九若しくは第四十条の十第一項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して第四十条第一項の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項、第四十条の九若しくは第四十条の十第一項の規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置若しくは当該派遣就業が行われることを防止するために必要な措置をとるべきこと又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定による労働契約の申込みをすべきことを勧告することができる。

2 (略)

(離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止)

第四十条の九 (略)

(公表等)

第四十九条の二 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項、第四十条の四、第四十条の五若しくは第四十条の九第一項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して第四十八条第一項の規定による指導又は助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項若しくは第四十条の九第一項の規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置若しくは当該派遣就業が行われることを防止するために必要な措置をとるべきこと又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定による労働契約の申込みをすべきことを勧告することができる。

2 (略)

附 則

4 第五条第二項の規定の適用については、当分の間、同項第三号中「所在地」とあるのは、「所在地並びに当該事業所において前条第一項第三号の政令で定める作業に係る物の製造の業務（その常時雇用する労働者を業として行う労働者派遣により当該業務に従事する場合における当該業務に限る。）であつて、その業務に従事する労働者の就業の実情並びに当該業務に係る派遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を勘案して厚生労働省令で定めるものについて一般労働者派遣事業を行う場合にはその旨」とする。

5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）第二条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十五条の三及び第四十条の九の規定は、労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させても当該労働者の雇用の安定に大きな支障が生じていなかったと認められる業務であつて、当該業務に従事する労働者の雇用の安定を図るためには労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させることがやむを得ないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合については、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政

附 則

4 第五条第二項の規定の適用については、当分の間、同項第三号中「所在地」とあるのは、「所在地並びに当該事業所において物の製造の業務（物の溶融、鑄造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。）であつて、その業務に従事する労働者の就業の実情並びに当該業務に係る派遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を勘案して厚生労働省令で定めるもの（以下「特定製造業務」という。）について一般労働者派遣事業を行う場合にはその旨」とする。

5 職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号）の施行の日から起算して三年を経過する日までの間における第四十条の二第二項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「特定製造業務については一年とし、特定製造業務以外の業務については次の」とする。

令で定める日までは、適用しない。

6 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者を使用する者、労働保険事務組合、第三十五条第一項に規定する団体、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十八条第一項において「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業主（以下「派遣先の事業主」という。）又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第十一項に規定する船員派遣（以下「船員派遣」という。）の役務の提供を受ける者に対して、この法律の施行に關し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。</p> <p>第四十七条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関係が成立している事業に使用される労働者（第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定により当該事業に使用される労働者とみなされる者を含む。）若しくは保険給付を受け、若しくは受けようとする者に対して、この法律の施行に關し必要な報告、届出、文書その他の物件の提出（以下この条において「報告等」という。）若しくは出頭を命じ、又は保険</p>	<p>第四十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者を使用する者、労働保険事務組合又は第三十五条第一項に規定する団体に対して、この法律の施行に關し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。</p> <p>第四十七条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関係が成立している事業に使用される労働者（第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定により当該事業に使用される労働者とみなされる者を含む。）若しくは保険給付を受け、若しくは受けようとする者に対して、この法律の施行に關し必要な報告、届出、文書その他の物件の提出（以下この条において「報告等」という。）若しくは出頭を命じ、又は保険</p>

給付の原因である事故を発生させた第三者（派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者を除く。第五十三条において「第三者」という。）に対して、報告等を命ずることができる。

第四十八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、適用事業の事業場、労働保険事務組合若しくは第三十五条第一項に規定する団体の事務所、労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業の事業場又は船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②・③ (略)

第五十一条 事業主、派遣先の事業主又は船員派遣の役務の提供を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合又は第三十五条第一項に規定する団体がこれらの各号のいずれかに該当する場合には、おけるその違反行為をした当該労働保険事務組合又は当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一・二 (略)

第五十三条 事業主、労働保険事務組合、第三十五条第一項に規定する団体、派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者以外の者（第三者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、

給付の原因である事故を発生させた第三者（第五十三条において「第三者」という。）に対して、報告等を命ずることができる。

第四十八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、適用事業の事業場又は労働保険事務組合若しくは第三十五条第一項に規定する団体の事務所立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②・③ (略)

第五十一条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合又は第三十五条第一項に規定する団体がこれらの各号のいずれかに該当する場合には、おけるその違反行為をした当該労働保険事務組合又は当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一・二 (略)

第五十三条 事業主、労働保険事務組合及び第三十五条第一項に規定する団体以外の者（第三者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

一〇三 (略)

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務等）</p> <p>第四十二条 シルバー人材センターは、前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 シルバー人材センターは、職業安定法第三十条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、前項第二号の業務として、有料の職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>3 前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十条第一項の規定による許可とみなして、同法</p>	<p>（業務等）</p> <p>第四十二条 シルバー人材センターは、前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢退職者のために、<u>無料の職業紹介事業を行うこと。</u></p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 シルバー人材センターは、職業安定法第三十三条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、前項第二号の<u>無料の職業紹介事業を行うことができる。</u></p> <p>3 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三条の二第一項の規定による届出とみなして、同法第</p>

第五条の二から第五条の七まで、第三十二条の三、第三十二条の四第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十から第三十二条の十三まで、第三十二条の十五、第三十二条の十六、第三十三条の六から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条及び第六十四条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十二条の三第一項中「第三十条第一項の許可を受けた者」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項の規定により届け出て、有料の職業紹介事業を行う者」と、同法第三十二条の四第二項中「許可証の交付を受けた者は、当該許可証」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類」と、同法第三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第二号」とする。

4 前二項に定めるもののほか、第二項の規定による有料の職業紹介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 シルバー人材センターは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、第一項第四号の業務として、その構成員である高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第二条第四号に規定する一般労働者派遣事

五条の二から第五条の七まで、第三十三条の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条の二並びに第六十五条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三条の二第三項中「同項の規定」とあり、並びに同法第五項及び第七項中「第一項の規定」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項の規定」とする。

4 前二項に定めるもののほか、第二項の規定による無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 シルバー人材センターは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、第一項第四号の業務として、その構成員である高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第二条第四号に規定する一般労働者

業（以下「一般労働者派遣事業」という。）を行うことができる。

6 前項の規定による一般労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第二章第二節第二款、第三十条並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第六号に規定する一般派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第六条第四号	一般労働者派遣事業の許可を取り消され、又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令の日	一般労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該命令の日
第六条第五号	第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消さ	シルバー人材センターが第十四条第一項の規定により一般労働者派

労働者派遣事業（以下「一般労働者派遣事業」という。）を行うことができる。

6 前項の規定による一般労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第二章第二節第二款並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第六号に規定する一般派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第六条第四号	一般労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日	一般労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該廃止を命じられた日

	<p>第六条第六号</p>	<p>一般労働者派遣事業の許可の取消し又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令</p>	<p>一般労働者派遣事業の廃止の命令</p>	<p>当該法人の 当該シルバー人材センターの</p>	<p>命令</p>	<p>取消し又は命令 当該法人の 当該シルバー人材センターの</p>	<p>、当該法人 、当該シルバー人材センター</p>	<p>れた者が法人である場合（同項第一号の規定により許可を取り消された場合） 、当該法人 又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において 命令 当該シルバー人材センターの 、当該シルバー人材センター</p>
--	---------------	--	------------------------	--------------------------------	-----------	--	--------------------------------	--

	第六条第七号		第十四条第一項 (略)
届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出	前号	届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である	当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）
届出	シルバー人材センターが、前号	届出をした	当該シルバー人材センター（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）
			第十四条第一項 (略)
			第十四条第一項 (略)
			第十四条第一項 (略)

(略)	(略)	(略)
		の当時第六条第四号から第七号までのいづれかに該当するときは当該一般労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる

7
(略)

(準用)

第四十五条 第四十一条第三項から第五項まで及び第四十二条から第四十三条の三までの規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第四十一条第三項中「第一項の指定をしたとき」とあるのは「第四十四条第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域（当該変更があつたときは、当該変更後の地域）」と、第四十二条第一項中「前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）」とあるのは「第四十四条第一項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域）」と、同条第三項中「第四十二条第二項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第四十二条第二項」と、同条第五項中「その構成員

(略)	(略)	(略)
		の当時第六条第四号に該当するときは当該一般労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる

7
(略)

(準用)

第四十五条 第四十一条第三項から第五項まで及び第四十二条から第四十三条の三までの規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第四十一条第三項中「第一項の指定をしたとき」とあるのは「第四十四条第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域（当該変更があつたときは、当該変更後の地域）」と、第四十二条第一項中「前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）」とあるのは「第四十四条第一項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域）」と、同条第三項中「第四十二条第二項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第四十二条第二項」と、同条第五項中「その構成員

である高年齢退職者のみ」とあるのは「その直接又は間接の構成員である高年齢退職者のみ」と、同条第六項の表第五条第二項の項中「第四十二条第五項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第四十二条第五項」と、同表第六条第五号の項及び第六条第七号の項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と、第四十三条の二中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、「第四十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と、第四十三条の三第一項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第一号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

である高年齢退職者のみ」とあるのは「その直接又は間接の構成員である高年齢退職者のみ」と、同条第六項の表第五条第二項の項中「第四十二条第五項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第四十二条第五項」と、第四十三条の二中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、「第四十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と、第四十三条の三第一項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第一号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職業安定法等の特例） 第十五条（略）</p> <p>2 認定団体の構成事業主が、第三十一条第一項の許可を受けて、認定計画に従って行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四条第一項第二号の規定は適用しない。</p> <p>（契約の内容） 第四十三条 建設業務労働者就業機会確保契約（当事者の一方が相手方に対し建設業務労働者の就業機会確保をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて送出労働者の人数を定めなければならない。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 送出労働者の新たな就業の機会の確保、送出労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十六条</p>	<p>（職業安定法等の特例） 第十五条（略）</p> <p>2 認定団体の構成事業主が、第三十一条第一項の許可を受けて、認定計画に従って行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四条第一項第二号の規定は適用しない。</p> <p>（契約の内容） 第四十三条 建設業務労働者就業機会確保契約（当事者の一方が相手方に対し建設業務労働者の就業機会確保をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて送出労働者の人数を定めなければならない。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 建設業務労働者就業機会確保契約の解除に当たって講ずる送出労働者の就業の機会の確保を図るために必要な措置に関する事項</p>

の規定により使用者が支払うべき手当をいう。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の建設業務労働者就業機会確保契約の解除に当たって講ずる送出労働者の就業の機会の確保を図るために必要な措置に関する事項

九 (略)

(労働者派遣法の規定の読替え適用等)

第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十条の二第二項に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二十六条第四項から第七項まで、第二	労働者派遣契約	建設業務労働者就業機会確保契約

九 (略)

(労働者派遣法の規定の読替え適用等)

第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十六条第一項、第四十八条第二項及び第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十一条に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二十六条第四項から第七項まで、第二	労働者派遣契約	建設業務労働者就業機会確保契約

十七条から第二十九条の二まで、第三十九条、第四十条の二第五項、第四十一条第一号ロ、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項	(略)	(略)	第二十六条第五項	第三十条第三号	第三十四条第一項第二号、第三十九条及び第四十条の六第一項第四
	(略)	(略)	(略)	前二号	第二十六条第一項各号
	(略)	(略)	(略)	第一号	建設労働法第四十三条各号

十七条から第二十九条まで、第三十九条、第四十条の二第五項、第四十一条第一号ロ、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項	(略)	(略)	第二十六条第五項	第三十四条第一項第二号及び第三十九条	第三十四条第一項第二号及び第三十九条
	(略)	(略)	(略)	第二十六条第一項各号	第二十六条第一項各号
	(略)	(略)	(略)	建設労働法第四十三条各号	建設労働法第四十三条各号

号	第三十五条の三 三第一項	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣に より日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者	その雇用する日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）
第三十六条 第四十条の六 第一項第一号	第六条第一号から第八号まで 同条第一項各号	建設労働法第三十二条第一号から第四号まで 同条第一項第一号又は第三号	

<p>第四十条の六 第一項第四号</p>	<p>又は次節の規定により 適用される法律の規定</p>	<p>若しくは次節の規定に より適用される法律の 規定又は建設労働法（ 第六章（第四十四条を 除く。）の規定に限る 。）の規定</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第四十八条第 一項</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第四十九条の 二第二項</p>	<p>、第四十条の五若しく は第四十条の九第一項 、第四十条の二第一項 若しくは第四十条の九 第一項</p>	<p>若しくは第四十条の五 若しくは第四十条の二 第一項</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第四十八条第 一項</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（労働者派遣法の規定の読替え適用等）</p> <p>第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十、第四十八条第二項及び第三項、第五十四条並びに附則第五項及び第六項の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十条の二第一項に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
<p>第四项第三项</p> <p>（略）</p>	<p>第一項各号</p> <p>（略）</p>	<p>第一項第一号、第二号又は第四号</p> <p>（略）</p>	<p>第一項第一号又は第三号</p> <p>（略）</p>
<p>第三十四条第</p> <p>（略）</p>	<p>第二十六条第一項各号</p> <p>（略）</p>	<p>建設労働法第四十三条</p> <p>（略）</p>	<p>建設労働法第四十三条</p> <p>（略）</p>
<p>（労働者派遣法の規定の読替え適用等）</p> <p>第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十条の二第一項に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
<p>第四项第三项</p> <p>（略）</p>	<p>第一項各号</p> <p>（略）</p>	<p>第一項第一号又は第三号</p> <p>（略）</p>	<p>第一項第一号又は第三号</p> <p>（略）</p>
<p>第三十四条第</p> <p>（略）</p>	<p>第二十六条第一項各号</p> <p>（略）</p>	<p>建設労働法第四十三条</p> <p>（略）</p>	<p>建設労働法第四十三条</p> <p>（略）</p>

<p>第三十五条の 四第一項</p>	<p>一項第二号、 第三十九条及 び第四十条の 六第一項第五 号</p>
<p>その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者</p>	<p>各号</p>
<p>その雇用する日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）</p>	<p>各号</p>

<p>第三十五条の 三第一項</p>	<p>一項第二号、 第三十九条及 び第四十条の 六第一項第四 号</p>
<p>その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者</p>	<p>各号</p>
<p>その雇用する日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）</p>	<p>各号</p>

(略)	第四十条の六 第一項第一号	(略)	同条第一項各号	(略)	同条第一項第一号、第三号又は第四号
(略)	第四十条の六 第一項第五号	(略)	又は次節の規定により適用される法律の規定	(略)	若しくは次節の規定により適用される法律の規定又は建設労働法（第六章（第四十四条を除く。）の規定に限る。）の規定
(略)	第四十九条の二 第二項	(略)	、第四十条の九若しくは第四十条の十第一項	(略)	若しくは第四十条の九
(略)	第四十条の六 第一項第一号	(略)	同条第一項各号	(略)	同条第一項第一号又は第三号
(略)	第四十条の六 第一項第四号	(略)	又は次節の規定により適用される法律の規定	(略)	若しくは次節の規定により適用される法律の規定又は建設労働法（第六章（第四十四条を除く。）の規定に限る。）の規定
(略)	第四十九条の二 第二項	(略)	、第四十条の九第一項 、第四十条の二第二項 若しくは第四十条の九 第一項	(略)	若しくは第四十条の五 若しくは第四十条の二 第一項

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 港湾労働者派遣事業 事業主が港湾運送の業務について行う特定労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）<u>第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。</u>）をいう。</p> <p>（港湾労働者派遣事業の許可）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、当該港湾労働者派遣事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額、派遣就業（労働者派遣法<u>第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。</u>以下同じ。）の日数その他労働者派遣に関する事項を</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 港湾労働者派遣事業 事業主が港湾運送の業務について行う特定労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）<u>第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。</u>）をいう。</p> <p>（港湾労働者派遣事業の許可）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、当該港湾労働者派遣事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額、派遣就業（労働者派遣法<u>第二十六条第一項第二号に規定する派遣就業をいう。</u>以下同じ。）の日数その他労働者派遣に関する</p>

記載しなければならぬ。

5 (略)

(労働者派遣法の特例)

第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。)、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二十五条	この法律	この法律(第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。)、前節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、次条第三項、第三十四条の二

る事項を記載しなければならぬ。

5 (略)

(労働者派遣法の特例)

第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。)、第二章第二節、第二十三条第三項、第二十六条第三項、第四十八条第二項及び第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二十五条	この法律	この法律(第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。)、前節、第二十三条第三項、次条第三項、第四十八条第二項及び第五十四条の規定(以下「

	(略)	<p>、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定（以下「業務の範囲等に関する規定」という。）を除く。）</p>
<p>第二十八条、第三十一条及び第五十五条から第五十七条まで</p>	(略)	<p>この法律</p>
<p>第三十五条の三第一項</p>	<p>その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者</p>	<p>その雇用する日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）</p>
	(略)	<p>業務の範囲等に関する規定」という。）を除く。）</p>
<p>第二十八条、第三十一条、第四十九条第一項及び第五十五条から第五十七条まで</p>	(略)	<p>この法律</p>
		<p>この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。）</p>

<p>第四十条の六 第一項第四号 及び第四十一 条第一号イ</p>	<p>この法律</p>	<p>この法律（業務の範囲 等に関する規定を除く 。）、港湾労働法（第 四章（第二十三条を除 く。）の規定に限る。）</p>	<p>第三十六条第 六号</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第四十条の六 第一項第一号</p>	<p>同条第一項各号</p>	<p>同条第一項第一号（同 号に規定する港湾運送 の業務に係る部分を除 く。）、第二号又は第 三号</p>	<p>をいう。以下この項に おいて同じ。）を従事 させても当該日雇労働 者の適正な雇用管理に 支障を及ぼすおそれが ないと認められる業務 として政令で定める業 務以外の業務について は、その雇用する日雇 労働者</p>
<p>第四十一条第 一号イ</p>	<p>この法律</p>	<p>この法律（業務の範囲 等に関する規定を除く 。）、港湾労働法（第 四章（第二十三条を除 く。）の規定に限る。）</p>	<p>第三十六条第 六号</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>				

(略)	第四十八條第一項	(略)	(略)	(略)
(略)	第四十九條第一項	(第二十三條第三項及び第二十三條の二の規定を除く。)	(業務の範囲等に関する規定を除く。)	(略)
(略)	第四十九條の二第二項	、第四十條の五若しくは第四十條の九第一項若しくは第四十條の九	若しくは第四十條の五若しくは第四十條の二第一項	(略)
(略)	第四十條の九第一項	若しくは第四十條の九第一項	若しくは第四十條の二第一項	(略)
(略)	第四十八條第一項	(略)	(略)	(略)
(略)	第四十八條第一項	(略)	(略)	(略)
(略)	第四十八條第一項	(略)	(略)	(略)

改正案		現行	
第二十五条	この法律	第二十五条	この法律
<p>（労働者派遣法の特例）</p> <p>第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十、第四十八条第二項及び第三項、第五十四条並びに附則第五項及び第六項の規定は適用しないものとし、労働者派遣法その他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>第四条第三項 第一項各号</p>	<p>第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）、又は第二号から第四号まで</p>	<p>（労働者派遣法の特例）</p> <p>第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法その他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>第四条第三項 第一項各号</p>	<p>第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）、第二号又は第三号</p>

<p>第三十五条の 四第一項</p>	<p>(略)</p>	
<p>その業務を迅速かつ的 確に遂行するために専 門的な知識、技術又は 経験を必要とする業務</p>	<p>(略)</p>	<p>項第一号(同号に規定 する港湾運送の業務に 係る部分に限る。)、 前節、第二十三条第三 項から第五項まで、第 二十三条の二、次条第 三項、第三十四条の二 、第三十五条の三第一 項ただし書及び第二項 、第三十五条の四第二 項、第三十五条の五、 第四十条の十、第四十 八条第二項及び第三項 、第五十四条並びに附 則第五項及び第六項の 規定(以下「業務の範 囲等に関する規定」と いう。)を除く。)</p>
<p>その雇用する日雇労働 者(日々又は二月以内 の期間を定めて雇用す る労働者をいう。)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第三十五条の 三第一項</p>	<p>(略)</p>	
<p>その業務を迅速かつ的 確に遂行するために専 門的な知識、技術又は 経験を必要とする業務</p>	<p>(略)</p>	<p>項第一号(同号に規定 する港湾運送の業務に 係る部分に限る。)、 前節、第二十三条第三 項から第五項まで、第 二十三条の二、次条第 三項、第三十四条の二 、第三十五条の三第二 項、第三十五条の四、 第四十条の九、第四十 八条第二項及び第三項 並びに第五十四条の規 定(以下「業務の範囲 等に関する規定」とい う。)を除く。)</p>
<p>その雇用する日雇労働 者(日々又は二月以内 の期間を定めて雇用す る労働者をいう。)</p>	<p>(略)</p>	

<p>第四十条の六 第一項第五号</p>		<p>(略)</p>	
<p>この法律</p>	<p>同条第一項各号</p>	<p>(略)</p>	<p>のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者</p>
<p>この法律（業務の範囲等に関する規定を除く</p>	<p>同条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）又は第二号から第四号まで</p>	<p>(略)</p>	
<p>第四十条の六 第一項第四号</p>		<p>(略)</p>	
<p>この法律</p>	<p>同条第一項各号</p>	<p>(略)</p>	<p>のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者</p>
<p>この法律（業務の範囲等に関する規定を除く</p>	<p>同条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）、第二号又は第三号</p>	<p>(略)</p>	

(略)	第四十九条の 二第二項	(略)	及び第四十一 条第一号イ
(略)	は第四十条の十第一項	(略)	
(略)	若しくは第四十条の九	(略)	。)、港湾労働法(第 四章(第二十三条を除 く。)の規定に限る。
(略)	第四十九条の 二第二項	(略)	及び第四十一 条第一号イ
(略)	は第四十条の九第一項 、第四十条の二第一項 若しくは第四十条の九 第一項	(略)	
(略)	は第四十条の九 五 、若しくは第四十条の 二第二項	(略)	。)、港湾労働法(第 四章(第二十三条を除 く。)の規定に限る。

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第四条（略） ②～⑤（略） ⑥ この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。</p> <p>⑦～⑨（略）</p>	<p>（定義） 第四条（略） ②～⑤（略） ⑥ この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。</p> <p>⑦～⑨（略）</p>

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ヘ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条、第一百八条第一項（同法第六条又は第五十六条に係る部分に限る。）又は第一百九条第一号（同法第六十一条又は第六十二条に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の規定により適用する場合を含む。）の罪</p> <p>ト ル （略）</p> <p>ヲ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ヘ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条、第一百八条第一項（同法第六条又は第五十六条に係る部分に限る。）又は第一百九条第一号（同法第六十一条又は第六十二条に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の規定により適用する場合を含む。）の罪</p> <p>ト ル （略）</p> <p>ヲ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条</p>

に関する法律第五十八条の罪

三〇九 (略)

二〇四 (略)

件の整備等に関する法律第五十八条の罪

三〇九 (略)

二〇四 (略)

改正案	現行
<p>(報酬給与額の算定の方法) 第七十二条の十五 (略)</p> <p>2 法人が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下この項において「労働者派遣法」という。)第二十六条第一項又は船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第六十六条第一項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣(労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下この項において同じ。)若しくは船員派遣(船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。以下この項において同じ。)の役務の提供を受け、又は労働者派遣若しくは船員派遣をした場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額をもつて当該法人の報酬給与額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(報酬給与額の算定の方法) 第七十二条の十五 (略)</p> <p>2 法人が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下この項において「労働者派遣法」という。)第二十六条第一項又は船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第六十六条第一項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣(労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下この項において同じ。)若しくは船員派遣(船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。以下この項において同じ。)の役務の提供を受け、又は労働者派遣若しくは船員派遣をした場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額をもつて当該法人の報酬給与額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>